

令和4年4月12日

保護者の皆様

草津市立草津小学校  
校長 中村 真理子

## 台風など非常変災における非常措置について（お知らせ）

春暖の候、保護者のみなさまにはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、本校教育に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、台風・豪雨・地震等、非常変災時の対応につきましては、下記の通りといたします。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。

### 記

#### 1 県下一斉に臨時休校になる場合

テレビ、ラジオ放送、気象庁のホームページ等により、  
午前7時の時点で草津市を含む地域に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発令されているとき。

※「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」では、県下一斉の臨時休校になりませんので、  
ご注意ください。

#### 2 草津市教育委員会ならびに学校長の判断で、臨時休校あるいは始業・終業時刻が変更となる場合

一斉メール配信システムと草津小学校ホームページ（可能な限り）で発信。

※登校後、暴風警報が発令された場合には、いつもより早く下校することがあります。  
※登校後、特別警報が発令された場合には、草津市教育委員会の指示を受けて対応します。

#### 3 地震の場合

##### 震度5弱以上のとき

- 登校日の前日17時以降から始業開始時間（8時20分）までの間に、  
草津市で震度5弱以上の揺れを観測した場合、臨時休業とします。
- 登校中の場合、学校または自宅に近いほうへ避難します。  
登校した児童は、その後、保護者へ引き渡しを行います。

##### 震度4以下のとき

- 原則、平常通り授業を行います。
- 保護者の皆様は、通学路の状況等を考慮いただき、安全と判断されてから  
お子様を登校させてください。

※上記1・2・3いずれの場合も、学校からの電話連絡はいたしません。  
一斉メール配信システムで配信いたします。草津小学校ホームページにも可能な限り掲載します。  
ただし、通信障害等が発生した場合は、メール配信ができないこともあります。  
その際は、上記基準に則って判断をお願いいたします。